

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくぐく

■巻頭言■

小中教育労働者の労働

伊勢 太郎 … 2

学年・学級は「経営」それとも「運営」

加藤晋介さんの迫力と勘違い

原野人 … 3

―ベシックインカムについて③―

これでもいいのか―介護保険「改正」

宮本 嘉峰 … 5

―国家的「詐欺」行為の内容―

『経済学批判』以前の

『共産党宣言』と『哲学の貧困』 中澤 秀行 … 8

―労働と労働力をめぐって(二)―

4・27高浜原発うごかすな! 稲村 守 … 13

―関電包囲全国集会 700人の参加で再稼働阻止へ―

読者からのおたより ……………… 14

旬刊 社会通信

NO.1240 二〇一七年五月一五号

二〇一七年五月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

小中教育労働者の労働

学年・学級は「経営」それとも「運営」

四月半ば、日教組・自治労を中心とする20代前半の組合員との学習会の機会を得ました。学習会の案内にこうありました。

「働きすぎを防止するために発足した『働き方改革実現会議』ができましたが、私たちはどれぐらい働かされているのか実態を出しました。

Y教組さんは朝7時30分から夜7時30分の12時間労働（朝は子供たちの交通安全のため通学の立ち番、夕方は部活など等々）、仕事以外の報告の量が膨大、時間外手当なし。

市職は課によって違うが忙しい月の時もあればそうでない月の時もある、時間外手当はでる。

こんな働きざまでです。また仕事で忙しくて組合について考えることもできない、忙しいことが当たり前にならないように定時になったら退社する等、報告されました。」

この案内文を読み、年始めに入手していた『とりもどせ！教職員の「生活時間」——日本における教職員の働き方・労働時間に関する研究報告書』（2016年12月、連合総研）を引っぱり出しました。報告書は日教組の委託で連合総研が、「小中高、特別支援学校の教員5000名を対象としてアンケート調査」を中心にまとめられたものです。

報告書は、小中教育労働者の長時間労働の実態は、出勤時刻7時31分、退勤時間19時5分。職場（学校）にいる時間は11時間29分。これには自宅から職場までの通勤時間は含まれておりません。1日は24時間ですから、生活時間はむろん、能力、学識を深める時間は奪いとられています。労働者としての自覚的学習も。

教育労働者の労働は①教材研究・授業準備、②提出物や成績の処理、③課外授業・補習授業、④児童・生徒指導、⑤部活動指導、⑥学年・学級経営、⑦学校行事、⑧校務分掌に係る業務、⑨資料や報告書作成、⑩集金等の事務処理、⑪保護者・PTA、⑫地域、⑬行政・関係団体、⑭会議（校内・外）、⑮校内・外研修等です。

教育労働者の労働が無制限に拡がっていることに驚かされます。さらに驚かされるのが⑥の学年・学級経営。運営でなく経営という言葉です。運営・経営は概念が根本的に違います。経営は資本の論理そのものですから、日教組そして連合総研はともに教育、それも公教育をこのように考え、疑問を持っていないことを自ら暴露しています。小中教育労働者の労働時間は電通、ヤマト労働者と変わりません。労働組合連合は働き方実現会議で、政資共同で「繁忙期の1ヶ月以上の上限を過労死ライン80時間を超える100時間未満」としました。

電通で過労死した高橋まつりさんの母は3月28日、「過労死を予防するための法案なのに、過労死ライン以上の100時間とするのは、過労死させよ！という法案。過労死遺族の1人としてまったく納得できぬ」と、怒りのコメントを発表しました。教師の長時間労働への方策はいかなるものかと、3月16日開催の日教組臨時大会を傍聴しましたが、特別決議には「教職員は無制限・無定量な長時間労働になっている」と、「日教組『長時間労働是正』キャンペーン」が提起されるだけでした。（伊勢太郎）

加藤晋介さんの迫力と勘違い

ーベーシックインカムについて③ー

新社会党の加藤晋介副委員長はいまさら紹介するまでもなく、国労の皆さんの闘いをはじめ、かけがえのない立派な弁護士である。小生の亡父（伊市）の闘いにもお世話になった。親父は少しばかりの自作農を継ぐために中学に行くこともできなかったが、農閑期には、マチスに3年ほど師事した中川紀元さんの内弟子になり、1931年から7回、当時は相当難関であった二科展に入選している。自分で結構勉強もして、様々な分野のかなりの蔵書もあった。

37年には社会大衆党所属で村議にもなった。太平洋戦争開戦の41年12月には、新聞と雑誌への投稿から治安維持法（今日の共謀罪法）違反で逮捕された。戦後は左派社会党に入り、社会党公認の茅野市議も務めた。70年には『茅野自然と文化を守る会』を結成し、代表に就いた。90年に持ち上がった地元の区有林（入会地）の伊藤忠商事への売却話に、反対者がほとんどいなくなる事態でもあくまでも反対し、売却に同意した茅野市長を告訴して、勝利した。このとき力になってもらったのが加藤晋介さんである。入会地は一人（少数？）でも反対者がいれば処分できないというような判例を見つけて送って下さり、これには市長や伊藤忠も勝てなかったようである。八ヶ岳のすそ野の一角、上原山がゴルフ場開発から守られたのは、加藤弁護士のおかげである。

加藤さんの話には迫力があり説得力がある。大会でベーシックインカム（BI）の必要性を説かれると、多くの人はそうかと思わされる。しかし待てよ、加藤さんが黒を白と言いくるめるなどということはないが、弁護士という仕事は、依頼した人を擁護する立場から、グレーを白と言ったり、黒と言ったりすることもあってはいないか。唯物史観を否定し、資本主義的蓄積の一般的法則とその歴史的傾向を理解しないで、マルクスや「日本のマルクス」から遠く離れてしまったり、多国籍化した独占資本は独占資本でなくなったとしたり、時空を自在に超えて観念論の世界に遊んだり、『資本論』の資本主義とは異次元の世界に入ったとする非科学的な考え方に基づいて提案された、橋下徹氏らも賛同しかねないような政策を、政策委員長という立場上からとはいえ、加藤さんほどの人物が擁護するには及ばない。

マルクスは『ゴータ綱領批判』で次のように述べている。

「いつの時代にも消費手段の分配は、生産諸条件そのものの分配の結果にすぎない。しかし、生産諸条件の分配は、生産様式そのものの一特徴である。たとえば資本主義的生産様式は、物的生産条件が資本所有と土地所有というかたちで働かない者のあいだに分配されていて、これにたいして大衆はたんに人的生産条件すなわち労働力の所有者にすぎない、ということを生産の諸要素がこのように分配されておれば、今日のような消費手段の分配がおのずから生じる。物的生産諸条件が労働者自身の共同的所有であるなら、同じように、今日

とは違った消費手段の分配が生じる。俗流社会主義はブルジョア経済学者から（そして民主主義者の一部がついで俗流社会主義者から）、分配を生産様式から独立したものとして考察し、また扱い、したがって社会主義を主として分配を中心とするものであるように説明するやり方を、受けついでいる。真実の関係がとつくの昔に明らかにされているのに、なぜ逆もどりするのか？」（マルクス・エンゲルス全集第19巻22頁）

誰もが人間らしく暮らせるようになるためには、収奪者を収奪して「物的生産諸条件が労働者自身の共同的所有」に変革されなくてはならない。生産諸条件が今日のように所有されている限りは、労働者階級の闘いが強くなる時、一時的に格差や貧困や失業等々を多少是正することはできても、その闘いが弱まると、たちまち新自由主義のごときむき出しの資本主義が現れる。

マルクスや「日本のマルクス」を超えたと思っている人は、実際にはマルクス以前へ「逆もどり」している。民主主義者やブルジョア経済学者と同様に、格差の拡大や貧困の深刻化を大いに強調はする。しかしそれは税制等の改革やBI等の政策で解決できるかのように説いて、根本的なことには触れようとしない。

マルクスは新社会（社会主義）の初期段階について、同論稿でこう述べている。

「社会的総生産物からは、次のものが控除されなければならない。

第一に、消耗された生産手段を置き換えるための補填分。

第二に、生産を拡張するための追加部分。

第三に、事故や天災による障害にそなえる予備積立または保険積立。

（中略）

総生産物の残りの部分は、消費手段としての使用にあてられる。

だが、各個人に分配されるまえに、このなかからまた、次のものが控除される。

第一に、直接に生産に属さない一般管理費。

この部分は最初から、今日の社会にくらべればきわめてひどく縮小され、そして新社会が発展するにつれてますます減少する。

第二に、学校や衛生設備等々のようないろいろな欲求を共同でみたすためにあてる部分。

この部分は最初から、今日の社会にくらべてひどくふえ、そして新社会が発展するにつれてますますふえる。

第三に、労働不能者等のための元本。つまり、今日のいわゆる公共の貧民救済費にあたる元本。」（同上18～19頁）

このような新社会になって初めて、医療や介護、教育や保育、身障者や後期高齢者、労働不能者等は優先的に社会的に保障される。命も生活も人権も守られる。

独占資本が支配する今日の社会では、剰余価値として搾取され蓄積された8400兆円をこえる資本も、400兆円に迫る内部留保も、人口の0・1%にも及ばない独占的な大資本家階級の当然の所有にされている。消費税を廃止するどころか、機あれば引き上げ、法人税は引き下げている。

独占資本を孤立化させることができ、とるべき所から取りさえすれば、国民年金を加藤さんの指摘するように月6万円から10万円に引き上げることにも可能になるし、介護、医療、雇用保険、生活保護等を改善することもできる。保育や教育等を無償化することも可能になる。その条件を無視して、独占資本の意のままの政権下で、いま「年金、雇用保険、公的扶助など現金給付にかかわる制度を一本化して、・・・全ての人に、定期的に一定額を交付する」ものとしてBIを提唱するならば、月7万円や10万円と引き換えに介護等々すべての社会保障が改悪されるてこにされるであろう。解雇反対、定数削減反対、賃上げ、最賃引き上げ、等々の闘いもたちまち消されてしまうであろう。社会主義に通ずるところではない。

いま必要なのは、保育や教育の無償化や税制改革等の要求とともに、介護、年金等々の社会保障改悪に抗して、兵庫の『熟年者ユニオン』のように「税金中心の社会保障に転換せよ！」と迫ることではないか。

(原 野人)

これでいいのか―介護保険「改正」

―国家的「詐欺」行為の内容―

法案通過でいいのか

二月七日閣議決定、同日国会に提出された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」は、四月十二日の衆院厚生労働委員会で、強行採決、四月十八日の衆院本会議で可決された。同法案は今後、参議院での審議を経「五月中に成立する見通し」と伝えられるが、それでいいのか。四月十八日、「介護保険改正のポイントと現場への影響と対策」についての勉強会に参加し考えてみた。

講師は、私の居住地渋谷区(東京)で活躍している「NPO渋谷介護サポートセンター」事務局長の服部万里子さん。渋谷区介護保険事業計画等作成委員会長でもある。今回の「改正案」は、昨年十一月十日の『未来投資会議』に添うものであり、これによって介護保険は「利用者も介護者も市町村もケアマネジャーも事業者も、それぞれが追い詰められる」、また、「公的介護保険は民間サービスへ移行し、大企業による合併もすすみ、『ビジネスチャンス到来』が予測される」と強調、次のように語った。

民間サービスへの移行

病床三十万床減 ①まず第一は、「地域包括ケアシステムの強化」だ。それは地域で「医療」から「介護」の流れをつくり連携強化、医療ニーズのある重度者を在宅復帰、介護医療院(仮称)の創設、地域医療構想では病床を三十万床削減。そのため、要支援や要介護1・2等を介護保険から外し、市町村事業へ移行しようとしている。

保険者への締めつけ ②今回の改正では、市町村の介護度改善・給付削減を競争させ交付金格差をつける(税制インセンティブの新設)。介護度軽減の経過主義は、利用者もケアマネジャーも追い詰められる。国は市町村に自立支援の目標を設定し、地域別、年齢別、要介護度別の結果を公表させ、全国データと比較し、その成果により交付金を支給する保険者への締めつけ法である。

この「自立支援介護」への転換は、安倍首相がトップを務める「未来投資会議」で示された。介護保険は、入浴、食事、排泄等の「生活の継続」から「自立支援」へ、その目的を変更し、介護度に改善があれば報酬をアップし、介護度の改善ができない事業所にはディスプレイタイプ（ペナルティ）を導入するというものである。

この会議では介護度改善の事例が出されたが、その施設における転倒骨折事故の数や利用者の選別に関しては触れられなかった。また、全国データもなく、公的介護保険制度の根幹を変えるこの度の変更は「財務省の抑制策」に利用されたに過ぎない。

伴走型自立支援 ③これを受け全国老人福祉施設協議会（特養ホームの全国団体）は、一月四日、「私たちは、自己実現介護（利用者一人ひとりの願う『自立』を叶える伴走型自立支援）を目指す。要介護度を自立支援における唯一の尺度とする介護報酬削減に強く反対します」という見解を出した。

「ケアマネジメントの標準化」 ④二月二〇日の閣議決定で、「ケアマネジメントの標準化」に三千万円の予算が付けられた。日本総研に委託し規範を作り二〇一八年度にはモデル実施する方向だ。だが、介護度の改善だけがケアマネジメントの目的ではない。要介護状態になる原因は要介護1、2では認知症がトップで、次いで老衰である。全利用者では脳血管疾患による麻痺に伴う移動や排泄、摂食や言語などの障害がトップ。次いで認知症、老衰である。

その利用者の悪化リスクのアセスメントや、予防のための多職種連携は必須であり、疾病の悪化防止のための服薬や通院、感染症への緊急対応もケアマネジメントに不可欠である。しかし、その要介護者等の心身状態や疾病とあわせて、それまでの生活歴や価値観、家族との関係性や経済的状况、住環境、地域環境、近隣や友人の関係性などが、ケアマネジメントでは重要である。

「生活援助の保険外し」 ⑤介護保険法の規制とあわせて「生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し」が検討される。これは介護報酬を多く減額し、「無資格者」に道を開き、「誰でもできる生活援助」を具体化する方向である。

また、保険給付から自費へ移行し自由価格で保険給付と併用させる「新たな混合介護」を射程に入れた改悪の危険がある。介護保険の利用者は独居世帯が一番で、自宅生活の継続が自費サービス利用の可否で左右されるなら、介護保険制度の意味はない。

大企業が次つぎ参入

⑥大企業八社（日本郵便、かんぽ生命、日本IBM、総合警備保障ALSOOK、第一生命ホールディングス、電通、セコム、NTTドコモ）による介護の新会社が設立された。郵便局の職員が自宅を訪問し、買い物届け、話し相手や体調の情報を医療機関に送り、緊急時はALSOOKが対応する等のサービスを行うもののような。

「東京都特区で混合介護解禁！」とのチラシが居宅介護支援事業所に配布され、そこには「介護保険と保険外サービスパック」が打ち出されていた。厚労省も解禁に向け協議へ。しかし、公的介護保険の縮小を見越した民間サービスは、あくまで「購入できる」人が救われるのであり、公的介護保険の役割を代替することはできない。

医療保険改正で、二〇一五年九月、医療・介護・非営利法人が経営統合し事業展開する、「非営利ホールディングカンパニー型法人制度」がスタートした。銀行や保険会社が経営統合し、コンビニもファミリマートがサークルKやコストアを、ローンがサンクスやスリーエフ、成城石井を経営統合することで、営業や仕入れの効率化を進めるように、目的は経営の効率化である。

これが二〇三〇年の地域包括ケアには描かれている。しかし、経営する側は入院患者を老健やリハビリ病院に移し、訪問看護やリハビリ、特養のデイサービスにつなげれば営業はいらず、情報共有はでき効率化が進む。しかし、利用者はサービスの選択性を奪われ、サービス事業所は大規模経営の傘下に入らなければ生き残れなくなる。さらにこの非営利ホールディングカンパニー型法人は、介護事業の株式会社への出資により、この経営の中に株式会社介護サービスも子会社化することができるのだ。

金融庁は民間介護保険の現物給付を認める。公的介護保険から民間介護保険への流れだ。民間介護保険は、損保や生保で「介護認定を受ければ〇〇円給付」として商品化されたが、販売は伸びていない。

しかし二〇一四年から保険会社の直接給付でなく、関連会社からの現物給付は認める方向がでた。そこで、損保や生保が介護サービスを買収し子会社化している動向が加速化されてきた。つまり、要介護2までの介護サービスは、公的介護保険の対象から外して「民間保険（自己負担）で対応する」方向を国は想定しているのである。

「我が事・丸ごと地域共生社会」＝『福祉』から『保険』へ

⑦二〇一六年、「我が事・丸ごと地域共生社会」が政策化され、今回の介護保険改正で「公的介護保険改革」として高齢者、障害者、児童の共通サービスをデイサービス、訪問介護で創設する方向だ。二〇一七年二月七日、厚労省から、その実現に向けて（当面の改革工程）なる文書が出た。

「障害者福祉、児童福祉を介護保険制度に一本化する」方向が見えてくる。これは、『福祉』から『保険』への切り替えである。介護保険料徴収の拡大、福祉サービスの税源付け替え、利用料の増大でもあり、市町村への責任移行である。

「我がごと」は「地域による住民主体の問題解決」であり、「共生」で支える美名のもとに、公的サービス縮小を前提にした、市町村への責任転嫁である。改正案には、今後の福祉の方向を左右する大きな問題が含まれていること、見過ごしてはならない。

「障害者自立支援法の廃止」運動に学び声を出そう

右①から⑦が、講師・服部万里子さんの問題提起だったが、友人の外出支援で私がかかっているグループホームでも、それらの状況は垣間見られる。

今回の改悪で政府は、利用者や介護者、施設スタッフ、市町村・ケアマネジャー・地域の事業者らを追い詰めながら、大企業の利益優先介護保険へと拍車をかけていく。

右①『医療』から『介護』への移行も、各企業の健康保険料事業者負担分を減らし、各個人の介護保険料を増やす。とりわけ六五歳以上高齢者の生活が圧迫され、生活困窮に陥ることでもある。黙っていれば、この「生活困窮者」等への支援も国の予算（税）ではなく公的介護保険から支払うことになる。さらには、終末ケアや就

労支援、児童養護、教育等々、共生サービス費用は広がり、年金から差し引かれる介護保険料はますます大きくなり、手取り年金は、その分、少なくなる。これって契約違反で民間では許されまい。これぞ、まさしく国家的な詐欺行為ではないのか。

障害者サービスに一割負担を導入した「障害者自立支援法廃止」の障害当事者の闘いは立派であった。「応益負担反対、区分認定制度の抜本見直し」「金ないモンからこれ以上金とるのか。トイレに行くのも金払うのか。重い人ほど金多くとるのか」(応益負担反対京都実行委スローガン)、「私たち抜きに決めさせない！」を合言葉に、全国から車いすで、白杖で、そして点滴ぶら下げ雨の中をデモ行進、厚労省を包囲した。

同法を違憲とする原告・訴訟団は国(厚労省)に「骨格提言」を提出し、「障害者自立支援法の廃止」へ。「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」による「骨格提言」実現へ道半ばというが、この内容で「総合福祉法」への模索が続けられているという。私たち高齢者も、障害者運動に学び、声を出す時ではないのか。(宮本 嘉峰)

『経済学批判』以前の『共産党宣言』と『哲学の貧困』

―労働と労働力をめぐって(二)―

(六) 『共産党宣言』での労働者の定義、労働者の売る物について

『宣言』の第一章のタイトルは、「ブルジョアとプロレタリア」です。そしてご案内のとおり、本文は有名な、「今日までのあらゆる社会の歴史は、階級闘争の歴史である。」という言葉で始まります。

岩波文庫版では、この有名な本文一行目と本文二行目の間に、「原註」として二つの「一八八八年英語版へのエンゲルスの註」と、「一八九〇年ドイツ語版へのエンゲルスの註」という、三つの長い(註)があります。

一八八八年英語版へのエンゲルスの(註)の一つ目は次の通りです。

「ブルジョア階級とは、近代的資本家階級を意味する。すなわち、社会的生産の諸手段の所有者にして賃金労働者の雇傭者である階級である。プロレタリア階級とは、自分自身の生産手段をもたないので、生きるためには自分の労働力を売ることをしていられる近代賃金労働者の階級を意味する。」と。

この(註)を記した一八八八年には、既にエンゲルスはマルクスと共に、経済学批判を終結していたのですから、労働者が売るのは「労働力」だとしています。

※『宣言』の初版刊行以来、自然科学の分野のみならず、歴史科学(エンゲルスは、「自然科学でないすべての科学は歴史科学である」と、マルクスの『経済学批判』の書評)の中で述べています。)の分野でも新たな発見は多岐に渡り、「あらゆる書かれた歴史」以前の社会として、原始共産主義社会(原始共同体)の存在も明らかになりました。とりわけここでエンゲルスが「モルガンの称賛すべき発見」(『宣言』岩波文庫40頁)と紹介している著作こそ、『古代社会』です。こうした新たな発見がなされると、エンゲルスはマルクスの意志に従い、(註)を付けて対応をしています。

また、岩波文庫版『古代社会』の訳者であり、家族法の大家として九州大学教

授を務めていた青山道夫先生のことを、向坂先生はとても信頼されていたそうです。私は学生時代に家族法の山嶋正男教授のゼミナールにも参加していたので、青山先生の『現代の家族法』（岩波新書）も読みましたが、家族法の解釈の土台に唯物史観を置いていること、そして、何よりも唯物史観に精通していた法学者であることが伝わって来ます。

☆☆☆ ちょっと寄り道 ② 労働法が定義する「労働者」☆☆☆

初めてこの『宣言』（註）に注意を払って読んだ時の私の驚きは、ブルジョア階級とプロレタリア階級に対する定義についてでした。とりあえず、法学部法律学科に学んでいた私は、労働法も学んでいたからです。

労働基準法での労働者の定義は、「この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、前条の事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」（第九条）です。

また、労働組合法では、「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者を言う。」（第三条）と定義されています。

一八八八年英語版として刊行された『宣言』へのエンゲルスの（註）に使われている「労働者」の定義が、そのまま資本主義社会での特異な立法である労働法において使われています。そして、世界史を回顧すれば、労働法という法律の分野こそ、労働者運動なくしては成立発展しなかったことが理解されますし、それは現代においても同様です。

大学での学部同期卒業生に、労働弁護士として有名な中野麻美さんがいます。中野さんの『雇用破壊最前線』（岩波ブックレット、2011年5月1刷）が重版続きですし、『労働ダンピング』雇用 の多様化の果てに』（岩波新書、2006年10月1刷）は、相当に版を重ねております。こうした書籍が版を重ねることは応援に値するのですが、私としては大いに気になる記述があります。

それは、『労働ダンピング』の第三章のタイトルは「労働は商品ではない」であり、その第一節「労働のルール」のはじめの小見出しも、「労働は商品ではない」となっているからです。ここでは、次のように述べられています。

「ILOのフィラデルフィア宣言は『労働は商品でない』という原則を掲げている。」とあり、「その日その日を賃金によって生きなければならぬ労働者は、いかに労働の市場価格が値崩れしようとも、他の商品のように生産調整したり在庫調整したりして自らの労働を売り惜しみするわけにはいかない。市場原理にさらされたときには労働は商品以上に値崩れしやすい。それを放置すれば、雇用や労働条件の劣化がすみ、貧困と暴力が蔓延して、経済社会を衰退させていく。したがって、労働については商品以上に競争を抑制するルールを働かせ、貧困と差別、そして暴力の連鎖をとどめることこそ、社会政策や法の課題である。・・・。グローバル化とIT化が空間と時間の隔たりを変えて、人々の生活をめまぐるしい変化にさらしているからこそ、『勞

働は商品ではない』という原則は重要性を帯びるのである。」(86〜87頁)と言うように、この小見出しの箇所全体を締めくくっています。

二番目の小見出しの「労働法とは何か」では、「労働法とは、このように、働き手が市場競争原理にさらされたときには社会に深刻なダメージを及ぼすことから、労働条件が一定の水準より下回ることがないようにするなどして、競争を抑制するルールである。」と続けています。

私の労働法に対する認識ですが、突き詰めてゆくと中野さんとは異なるように感じています。それは、一番目の小見出しである「労働は商品でない」という理解の仕方にも由来しているのではないかと、思う次第です。「労働力を売ることをしいられている近代賃金労働者の階級」こそ、「墓堀人」たりうるからです。

中野麻美さんは、『社会主義』(2006年3月号)にも「労働は商品ではない」提案されている労働契約法の問題点」という、同趣旨の論文を掲載されています。

ILOのフィラデルフィア宣言に、「労働は商品ではない」という原則が掲げられているというのですが、実はこうした認識にこそ、本当は問題があるのではないかと考えてなりません。

「労働と労働力」の違い、労働者がその一身に持ち合わせているのは「労働力」であり、労働者が資本家に売るのは「労働力」であり、「労働」とはその「労働力」の支出であること、この理解によって、搾取の秘密が明らかにされるのです。労働者の屈辱の根源は、賃金制度という搾取制度なのです。労働者の一身のうちに存在するものが「労働力」であり、その機能が「労働」であるということの理解なしには、搾取の仕組みの理解は不可能です。商品たりうるのは労働ではなく、労働力なのです。

「労働力が労働者自身にとって、彼に所属する商品の形態をとること、したがって彼の労働が、賃金労働の形態をとること」(『資本論』岩波文庫第一分冊296頁)こそが、問題なのです。私たちが問題にして研究すべきは、「市場原理」の歴史性とそれを支配する法則そのものです。それは、資本主義的生産秩序は歴史の発展段階での一コマであることの理解を土台とした、資本主義的生産の自然法則の解明です。

マルクスは、いわゆる労働過程論(小島恒久著『経済学入門』ですと、「第一章 経済の見方 考え方」の「人間と動物のちがひ」、「労働の三つの要素」に相当します。)の中で、人間と動物の働きの違いについて述べますが、その冒頭でも、「労働力の使用は労働そのものである。労働力の買い手は、その売り手を労働させて、労働力を消費する。」(『資本論』岩波文庫第二分冊9頁)と述べます

(七) 商品とは何か？

そもそも、「商品とは何か？」ということです。『資本論』の第一編は「商品と貨幣」と題され、その第一章のタイトルは「商品」であります。この「商品」に対する全面的理解がなければ、資本主義的生産の秘密に対する正しい理解は困難です。

私の考えでは、ここでの理解を巡って、『資本論』に関する所々の学説もわかれて行く様にさえ思えます。「商品とは何か？」ということとは、歴史科学にとって最上級に重要な問題なのだと思います。

そこで、ここでは物が商品となる条件、すなわち、売り買いされるための条件は何かということについて考えてみたいと思います。

☆☆☆ ちょっと寄り道 ③ 商品交換の始まりと発展 ☆☆☆

私達は、商品生産が社会的生産の唯一の形態でなかったことを知っています。前述の『古代社会』や、エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』は、こうしたことを教えてくれます。

近年父親の代行をして、私は父親に課せられる税金を支払っていて、大いに思うことがあります。原始共同体の名残というか、農村共同体の名残というか、そうしたものが垣間見られるからです。

支払う税額は年間で千数百円程度ですが、それは、父親名義となっている山林に対するものです。そもそも、何故に父親は山林の所有者になっているのかということです。私が子供の頃まで、もともとこの山林は、長野県東筑摩郡の旧里山辺村、及び、旧入山辺村の村民達の共同使用する入会地でした。昭和29年に、両村が松本市に合併するに際し、一定の地区を入山辺里山辺財産区の管理とし、残りを分割して旧村民の個人所有としたからです。

こうした経過について、私は『古代社会』や『家族・私有財産・国家の起源』だけでなく、『資本論』や『反デューリング論』での記述を思い出します。

『資本論』で、マルクスは生産物の交換、すなわち商品交換について、次のように述べるからです。

「商品交換は、共同体の終るところに、すなわち、共同体が他の共同体の成員と接触する点に始まる。しかしながら、物はひとたび共同体の対外生活において商品となると、ただちに反作用をおよぼして、共同体の内部生活においても商品となる。」(『資本論』岩波文庫第一分冊158頁)と。

そして、この商品生産の発展が行き着く先で、私の子供の頃に存在した入会地のような共有地が、どのように解体して行くのかについて、エンゲルスは『反デューリング論』で次のように述べています。

「商品生産社会が商品そのものに固有な価値形態をさらに貨幣形態にまで発展させると、価値のなかにまだかくれていたさまざまな萌芽がはやくも明るみにとびだしてくる。まず最初の、そしてもっとも重要な結果は、商品形態の普遍化である。これまでは直接の自家消費のために生産された対象に対しても、貨幣は商品形態を押しつけ、それらを交換にひきずりこむ。それによって、商品形態と貨幣とが、生産のために直接に社会的に結合している共同体の内部経済にまで侵入し、共同体の紐帯をつぎつぎに切断してゆき、共同体を解体して一群の私的生産者にしてしまう。貨幣はまず最初に、インドで見られるように、土地の共同耕作を個別耕作におきかえ、のちには、時折り割替がくりかえされることで共同所有のものであることが示されていた耕地を、終局的な分割によつて解体させ(例えば、モーゼル河流域の農村共同体、またロシアの共同体でもそれがはじまっている)、最後にはまだ残っている共有の森林や放牧地の分配に進むのである。」(『反デューリング論』岩波文庫下266〜267頁)と。

私の子供の頃は、まだ「共有の森林や放牧地」が入会地として存在していて、その場所ですら村民は薪を採り、炭焼きもしていました。炭焼きが重要な生業の一つであったことを示す会話が、私の子供の頃にはありました。これは、松本の街場の住民と、里山辺と入山辺の、いわゆる在（「在郷」の略語としてよく使われていました。）の住民との会話として、山辺地区の生活の様子を端的に表している会話として、私達子供も真似して口にしたものです。田舎の、在の人であることも、決して恥ずかしいと感じることもありませんでした。

「おっさん、どこだい？（おじさん、住まいはどこなの？）」（松本の街場の住民）

「山辺だい！（山辺だよ！）」（里山辺、入山辺の在の住民）

「商売何だい？（生業は何に？）」（松本の街場の住民）

「炭焼きだい！（山辺だから、炭焼きさ！）」（里山辺、入山辺の在の住民）

そんな訳で、一部は旧来の村民の個人所有とされましたが、その多くの森林や放牧地は、財産区の所有地として現在も存在しています。美ヶ原高原の放牧地には、今も夏には牛が放牧されています。

向坂逸郎先生が戦後間もなくに『資本論』（岩波文庫旧訳）で逗留していた当時は、東筑摩郡入山辺村の扉鉾泉明神館でした。『マルクス伝』執筆当時（昭和36（37年））には、村が松本市と合併した入山辺の扉鉾泉明神館でした。そして、現在は鉾泉でなく、温泉であります。それは財産区所有地の掘削により、温泉が出たからでして、財産区で掘り当てた温泉が使われています。明神館近くの公共温泉施設「桧の湯」は、財産区の直営です。

私の子供の頃、田植えや稲刈りといった農繁期には、小中学校では数日間の「農事休み」がありましたし、江戸時代さながらに「結」（ゆい）が当たり前の農村共同体でした。もちろん、田畑は個人所有になっていましたが、田植えや稲刈りの繁忙期には、誰の農地であるのかに関係なく、皆で協同していました。こうした風景は、たった五十年前には当たり前に見られたのです。もちろん、今では資本主義という商品生産社会の発展により、全く失われてしまいました。これは、ほとんど全ての生産物が、商品として生産される、資本主義という経済構成体の発展がもたらした必然なのです。私は、こうした農村共同体の崩壊を目の当たりにして来た最後の世代です。

いわゆる「3・11」以来、「絆」きずな」という言葉を耳にすることが多くなりました。農村共同体のきずなが破壊されて行く様子を、マルクス・エンゲルスは次のように描いています。

「ブルジョア階級は、歴史において、きわめて革命的な役割を演じた。ブルジョア階級は、支配を握るにいたったところでは、封建的な、家長的な、牧歌的ないっさいの関係を破壊した。かれらは、人間の血のつながったその長上者に結びつけていた色とりどりの封建的きずなをようしやなく切断し、人間と人間とのあいだに、むきだしに利害以外のつめたい「現金勘定」以外のどんなきずなも残さなかった。」と。『宣言』岩波文庫45頁）

高校時代に学校で使った歴史の教科書は、今も大切に手許に置いてあります。日本

史の教科書の、江戸時代のところに、「農民・下層民衆の窮乏と反抗」という項目があり、次のように述べられています。「商品」の役割が記されています。

「幕府や諸藩は、財政窮乏打開のために種々の方策をとったが、そのしわよせは結局重税として農民の肩に転嫁された。また元来、農民の生活は自給自足を原則としていたが、元禄のころから農村にも商品が流入するようになり、それにつれて生活費がかさんで借金するもの、また貢租を納めるためには借金するものが出てきた。しかも、いったん借りたものは高利のため返せず、やむなく子女を売り、土地を手放して本百姓から小作におち、あるいは禁を破って都市に流れこむものが多くなった。その反面、富農や酒屋・油屋それに新興の在郷商人また都市の富商らは、借金のかたに土地をとりあげて、大地主に成長していった。幕府や諸藩は土地永代売買禁止令を盾にとり、吉宗のように質流し禁止令を出したりして、大地主の出現と貧富の差の激化を防ごうとしたが、その効果はとぼしく農村の分化はいよいよ進んだ。

このように貢租の過重、天災地変による凶作の頻発、領主・代官の悪政などで、窮乏のどん底に追いこまれた農民らは、禁令をおかして強訴・一揆などの反抗運動をおこすようになった。百姓一揆の件数は享保のころからしだいに多くなり、天保以後激増し、その規模もおおきくなり、かつその性格も経済闘争的なものから政治闘争的なものに変わってきた。

これらの一揆はおおむね分散的で、武器もなく、また農民を十分に組織したものでなかったから、領主の組織的な武力で鎮圧され、首謀者は厳刑に処せられた。けれども、それにもかかわらず一揆はしきりにおこり、領主側もその要求を相当に認めざるをえなかった。百姓一揆の頻発は、幕藩体制の内部矛盾のあらわれで、幕藩体制をつきとらず重要な原動力のひとつとなった。」(『詳説日本史』和歌森太郎・芳賀幸四郎共著／二宮書店昭和43年刊、176頁)

商品経済とその発展が、人口の八割以上を占めていた農民、その農村共同体の自給自足的経済を破壊するとともに、幕府や諸藩の財政を窮乏させたこと、そして農民の反抗も増大し、それが封建社会を倒す土台となり、新しく商品生産が花開く資本主義社会を作らすに至ったことが、読み取れます。「商品」こそが、キーワードなのです。

「色とりどりの封建的きずな」で結ばれていた農村共同体の分解をもたらしたのは、「商品」なのです。
(2017年5月3日 中澤 秀行・つづく)

4・27 高浜原発うごかすな！ 関電包囲全国集会

— 700人の参加で再稼働阻止へ —

4月27日、関西電力大阪本店包囲全国集会が開かれ、3月28日の大津地裁仮処分決定を覆した再稼働容認の大阪高裁抗告審決定で、高浜原発3・4号機再稼働を策する関電への怒りの声が結集された。

集会は関西を中心に全国の原発立地地元や東京などからも700人の市民が集まり、敦賀・山本貴美子市議と若狭の原発を考える会の橋田秀美さんの司会で開会し、関電へのコールが行われ、原発反対福井県民会議の中島哲演代表より主催者として、「安全上、技術上の節約をしてまで再稼働する必要はない。今日参加の一回りも二回

りも広げた仲間の力で若狭の原発を止めたい」と挨拶された。

関電への申し入れ書読み上げを瀧川恵子さんから、福井原発訴訟（滋賀）弁護団・崔信義さんから「なんで関電がガスをつくるのか。原発が効率いいならそれでいいはずだ。関電は原発を止められないのだ。一昨日、本訴があった。関電の弁護士は井戸弁護士の話に目を上げられない。良心が目を伏せさせるのだ」と。

全国各地の闘いを、ストップ川内原発！3・11鹿児島実行委員会の磨島昭広さん、再稼働阻止全国ネットの天野恵一さん、反原発自治体議員・市民連盟のけしば誠一さん、フクシマ原発事故による被ばくからの避難者の菅野みずえさん、ふるさとを守る高浜・おおいの会の東山幸弘さんから受け、原発さよなら四国ネットワークの井出久志さんと柏崎刈羽原発絶対反対現地住民有志代表の近藤容人さんからの文書メッセージが紹介された。

けしばさんは「30キロ圏内から声を上げる。高浜原発13自治体に請願し反響を得た。7月に若狭・関西の原発に反対する議員組織を作る」と。菅野さんは「福島からの避難でなく、福島原発事故からの避難者と言ってほしい。若狭原発で事故が起これば2時間でここに放射能が到達する。『福井でよかつた』などとは言えなくなる」と訴えられた。続いて、中島哲演、東山幸弘、木原壮林（若狭の原発を考える会代表）、山川よしやすなど5人の申し入れ団の報告を、さいなら原発・びわこネットワークの稲村守事務局長より行った。16分待たされた上での一階フロワーでの5分の立ち話で、質問への返答もない、広報担当の代理の文書受け取りに過ぎなかった関電本店の対応への怒りの報告だった。

関西からはさよなら原発なら県ネットの榎本恭一郎さん、さよなら原発神戸アクションの高橋秀典さん、釜ヶ崎日雇労組・三浦俊一副委員長、脳性まひ者の生活と健康を考える会の古井正代さん、京都脱原発訴訟原告団の吉田明生事務局長、Go West 関東からの避難者たちの園良太さん、大阪全労協・福田徹矢議長、フォーラム平和関西ブロック・池本昌弘事務局長からこもごも訴えられた。

三浦さんは「再稼働・廃炉というのが福島だけでも7000人の仲間が被ばく労働に携わっている。安倍政権の原発政策と闘い、安倍政権を打倒しよう。経済成長はもういらない。原発のない社会をつくろう」と力強く訴えた。

木原さんから閉会あいさつで、5月19日ともいわれる高浜原発4号機と6月中の3号機再稼働を許さないため、5月7日の高浜現地集会和翌日から12日までの福井市までのリレーデモを大きく成功させ、立地地元とこの消費地を結ぶ壮大な闘いで原発再稼働を止め、全原発の廃炉を勝ち取ろう」と閉めた。

その後難波駅までの大阪一の大通り・御堂筋を1時間40分にわたって、デモンストラーションで市民に原発再稼働反対を訴えた。

（さいなら原発・びわこネットワーク 稲村 守）

◇読者からのおたより◇

原野人さんのNo.1239巻頭言 「通信」（HPアップ案内）をご送信頂きありがとうございます。

No.1239（5月1日号）原野人さんの巻頭言も拝読します。お元気が判って嬉しいです。今日は（19日行動）で、午後柏駅へゆき、共謀罪等々、訴えのピラまきをしてきます。（柏市・柳田祥子）